

配偶者やその他親族からの暴力（DV）を理由に避難している方への「みはまオレンジ商品券」配布について

配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方で、基準日（令和2年7月1日）における住所地とは別の送付先を希望される方は、申出をしていただくことで現在の居住地に商品券を送付することができます。

○対象となる配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方の要件○

基準日（令和2年7月1日）において御浜町に住民登録をしている方で、次の（1）から（3）のいずれかに該当する方

- （1）配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- （2）婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- （3）住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

○申出方法○

御浜町役場企画課窓口へ、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることを申し出る「申出書」を提出してください。

「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

- ・保護命令決定書の謄本又は正本
  - ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
  - ・住民基本台帳における支援措置の決定通知の写し
- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

他、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方で、特段の事情がある場合はご相談ください。

○申出期間○

令和2年7月17日（金）まで

お問い合わせ先

御浜町役場企画課 TEL：05979-3-0507